

動物取扱業の規制強化と適正な飼養・保管の推進

— 動物愛護管理法改正 —

前環境委員会調査室 すみ ともこ
角 智子

1. はじめに

第 180 回通常国会の平成 24 年 8 月 29 日、「動物の愛護及び管理に関する法律の一部を改正する法律」が成立した（9 月 5 日公布、法律第 79 号）。

近年、ペット市場の拡大と多様化が進む一方¹、劣悪な環境での多頭飼育や幼齢動物の販売等の動物取扱業者²の不適正飼養の問題が顕在化し、動物福祉の観点から一層の動物の適正飼養の確保が求められる中、動物取扱業の適正化への国民の要望が高まってきている。また、保健所等における犬猫の殺処分ゼロに向けた取組や、東日本大震災を受けた災害時における被災動物への救援体制の構築等が求められていた。

本法律案は、このような最近の動物愛護及び管理に関する状況に鑑み、動物取扱業の適正化並びに動物の適正な飼養及び保管を図るため、出生後 56 日未満の犬猫の販売のための引渡しや展示を禁止する等の動物取扱業の規制強化や、動物所有者の終生飼養を努力義務とし、都道府県等が犬猫の引取りを拒否できることとする等の措置を講じるものである。

以下、本法律案について、提出の経緯と概要とともに国会における主な論議を紹介する。

2. 法律案提出の経緯

(1) これまでの法改正の経緯

日本における動物の愛護と管理を目的とした法整備は、諸外国に比べ遅く、犬の咬傷事故の社会問題化や海外からの日本の動物愛護政策の遅れへの批判を契機とした法制定の気運の高まりを受けて、昭和 48 年 9 月、第 71 回特別国会で「動物の保護及び管理に関する法律」が議員立法により制定され、昭和 49 年 4 月 1 日から施行された。

その後、都市化の進展や核家族化、少子高齢化等の社会環境の変化を背景に、人々の生

1 ペットの飼育状況について、内閣府「動物愛護に関する世論調査」（平成 22 年 9 月調査）によると、ペットを飼育していると答えた者の割合は 34.3 % であり、飼育しているペットの種類については、犬が 58.6 %、猫が 30.9 %、魚類が 19.4 %、鳥類が 5.7 % となっている。また、一般社団法人ペットフード協会「平成 23 年全国犬猫飼育実態調査」（平成 23 年 10 月調査）によると、全国の犬の飼育頭数は約 11,936 千頭、猫の飼育頭数は約 9,606 千頭と推計され、全国のペット飼育率は、犬 17.7 %、猫 10.3 %、犬又は猫 25.7 %、鳥類、鑑賞魚、小動物等も含むいずれかのペット 37.9 % となっている。

2 業として、動物の販売（その取次ぎ又は代理を含む。）、保管、貸出し、訓練、展示（動物との触れ合いの機会の提供を含む。）その他政令で定める取扱いを行う場合は、業を始めるに当たって都道府県知事又は政令市長の登録を受けなければならない。事業所ごと、業種ごとの登録が必要（5 年ごとの更新制）。ペットショップのほか、ブリーダー、ペットホテル業者、ペットの美容業者（動物を預かる場合）、ペットレンタル業者、動物の訓練・調教業者、動物園、水族館等が該当する。

活において、犬や猫等のペット動物の重要性が高まっていった。一方、動物の虐待事件の社会問題化や³、飼い主の不適正な飼養によるペット動物をめぐるトラブルの顕在化等の状況を踏まえ、動物の飼養の適正化により、人とペット動物とのより良い関係づくりを進めること、またそのことを通じて生命尊重や友愛等の情操面の豊かさを実現していくことが求められるようになった。これを受けて、平成 11 年 12 月、第 146 回臨時国会で議員立法により法改正が行われ、改正法は平成 12 年 12 月 1 日から施行された。平成 11 年改正では、「動物の愛護及び管理に関する法律」（以下「動物愛護管理法」という。）に法律の名称が変更された上で、基本原則に「動物が命あるものであることにかんがみ」、「人と動物の共生に配慮しつつ」の文言が加えられ、動物の所有者・占有者の責務等の強化、動物取扱業の届出制の導入、周辺的生活環境の保全に係る措置命令の導入等が行われた。

平成 11 年の改正法の附則では、施行後 5 年を目途に施行状況について検討を行うこととされており、また、依然として動物の不適切な飼養や近隣への迷惑問題が見られていたことなどから、平成 17 年 6 月、第 162 回通常国会で議員立法により法改正が行われた。平成 17 年改正では、基本指針及び動物愛護管理推進計画の策定、動物取扱業の登録制の導入、特定動物に係るマイクロチップ等による個体識別措置の義務付け及び飼養保管への規制の導入、動物の科学上の利用に関する配慮（3R の原則：①代替法の活用 (Replacement)、②使用数削減 (Reduction)、③苦痛の軽減 (Refinement))、虐待及び遺棄の罰則の強化等が盛り込まれ、平成 18 年 6 月 1 日から施行された。

（２）法律案提出の経緯

ア 中央環境審議会における見直し審議

平成 17 年の改正法附則第 9 条では、施行後 5 年を目途に施行状況について検討を加え、必要があると認めるときは、所要の措置を講ずることとされている。

今回、なおも動物の不適正な飼養や動物虐待が後を絶たないこと、また平成 22 年に埼玉県の中における動物の死体の不法投棄事件が報道され、動物の死体火葬・埋葬業の取扱い等の新たな規制の導入についても検討する必要があることなどの理由から、施行後 5 年を待たずして、平成 22 年 7 月、中央環境審議会動物愛護部会に「動物愛護管理のあり方検討小委員会」（以下「小委員会」という。）が設置され、検討が開始された⁴。小委員会では、平成 23 年 12 月までに 25 回に及ぶ議論が行われ、2 回のパブリックコメント⁵を経て、同月、「動物愛護管理のあり方検討報告書」（以下「報告書」とい

3 平成 9 年に発生した神戸市児童連続殺傷事件で、加害者の少年が過去に猫を虐待していたことが報道された。これを契機に動物愛護団体等からの法改正を求める動きが活発になった。

4 動物の死体火葬・埋葬業者の動物取扱業への追加について、小委員会において検討されたが、動物愛護管理法第 2 条において「動物が命あるものであることにかんがみ」とあることや動物の福祉の推進の点から、専ら死亡した動物を取り扱う業を動物取扱業に追加することは、法律の目的にそぐわないとする意見が強かった一方、動物愛護管理法第 1 条で、生命尊重等の情操の涵養に資することが目的とされていることから、追加すべきとの意見もあり、意見は一致しなかった。また、今回の法改正に当たり、追加は見送られた。

5 平成 23 年 7 月に意見募集された「動物取扱業の適正化（案）について」に対しては、122,138 人の個人と 246 の団体から、121,828 件の意見が寄せられ、平成 23 年 11 月に意見募集された「動物愛護管理のあり方について（案）」に対しては、55,783 人の個人と 139 の団体から、55,795 件の意見が寄せられた。

う。)が取りまとめられた。

報告書では様々な項目について議論の結果が取りまとめられているが、深夜の生体展示規制や対面販売・対面説明・現物確認の義務化等、意見が一致した項目もある一方、犬や猫の幼齢個体を親から引き離す日齢や実験動物の取扱い等、小委員会で意見がまとまらなかった項目については、両論併記されている。

イ 政省令の改正（動物取扱業の追加、犬猫の夜間展示の禁止）等

動物取扱業の適正化に関し、小委員会における審議結果を踏まえ法改正を行わなくても対応が可能なものについては、パブリックコメントを経て、平成 24 年 1 月、政省令等が改正された。これにより動物取扱業に、動物の売買をしようとする者のあつせんを会場を設けて競りの方法により行う犬猫オークション市場の運営（競りあつせん業）⁶及び、有償で動物を譲り受けて飼養を行うこと（譲受飼養業）⁷が追加された。また、販売業者、貸出業者及び展示業者に対し、夜間（午後 8 時から午前 8 時までの間）の犬及び猫の展示や顧客と犬又は猫との接触が禁止され、長時間展示における休憩時間の確保等が義務付けられた。

なお、夜間展示の禁止については、猫が自由に移動できる状態で屋内展示を行ういわゆる「猫カフェ」の団体から、猫カフェで展示される猫は成猫が中心であり、広い空間で展示し猫にストレスを与えないよう飼養しており、午後 8 時以降の展示規制は、猫のストレス軽減につながらず、また夜間の展示が規制された場合、営業に著しい支障が生じるとして、規制の緩和を求める要望があった。このため、飼養施設内を自由に行動し、休憩場所等に移動できる状態で 1 歳以上の成猫を夜間に展示する場合は、一定の経過措置規定を設け、夜間展示規制に関する適用を 2 年遅らせることとされた。

このほか、報告書において、人に危害を与えるおそれのある動物である特定動物の範囲については、別に各分野の有識者で構成される委員会等での議論が必要と指摘されていることや、平成 24 年 4 月に起きた秋田県のクマ牧場におけるヒグマによる従業員の死亡事故等を受けて、環境省では有識者による検討会を設置し、特定動物リスト及び特定動物の飼養保管基準等の見直しに向けた検討が行われている。

ウ 法律案の提出

動物愛護管理法は、議員立法により制定され、二度の改正も議員立法で行われたことから、今回も、民主党、自由民主党及び公明党において、それぞれ動物愛護管理法の改正に向けた検討が行われた。平成 24 年 6 月から民主党において取りまとめられた骨子

6 現在、多くの動物がペットオークションを経由して流通しており、オークション市場における動物の適切な管理が必要であり、また、オークション事業者が扱われる動物に関する情報管理・伝達等を実質的に担っており、動物のトレーサビリティの確保に重要な役割を担っている点に鑑み、動物取扱業の登録の対象とされた。

7 動物の長寿命化や飼育環境の変化により、所有権を移転して長期的に有償で動物を飼養する老犬・老猫ホームと呼ばれる事業者が増加する一方、これらの事業者による不適切な飼養が問題となっており、動物の適正な飼養を確保する上でこれらの事業者を管理・監督することが必要であるため、動物取扱業の登録の対象とされた。動物の所有権が移転しない場合は、従前どおり保管業としての登録が必要である。

案をもとに、民主党、自由民主党及び公明党の三党間で協議が開始され、その後、国民の生活が第一を含む四党間で協議が進められた。その結果、協議が整い、8月28日、衆議院環境委員長提出に係る議員立法として本法律案が提出され、翌29日、参議院本会議で可決、成立した。

なお、衆議院環境委員会では、「動物の愛護及び管理の推進に関する件」の決議が行われ、また参議院環境委員会では、本法律案に対する附帯決議が付されている。

3. 法律案の概要

(1) 動物取扱業者の適正化

ア 犬猫等販売業に係る特例の創設

動物取扱業者については、過去2回の改正により、届出制の導入、さらには届出制から登録制への移行等、規制が強化されてきた。しかし、幼齢の犬猫の販売や劣悪な環境での飼育等、動物取扱業者による不適正な飼養・保管がなおも見られている。

幼齢の犬猫の販売については、一定の日齢に達していない幼齢の犬や猫を親や兄弟姉妹から引き離した場合、適切な社会化⁸がなされていないために、特に犬では吠え癖や噛み癖等の問題行動を引き起こす可能性が高まるとされており、小委員会において、具体的数値に基づいた、流通・販売させる幼齢個体を親から引き離す日齢制限の規制の強化が必要とされた。具体的日齢についても議論されたが、ペット事業者の団体が目指している45日齢、科学的根拠（ペンシルバニア大学のジェームズ・サーペル博士の行った実験結果）のある7週齢（49日齢）、海外に規制事例のある8週齢（56日齢）に意見が分かれていた。

このような動物取扱業の不適正な飼養・保管の問題に対し、本法律案では、現行の動物取扱業を第一種動物取扱業とし、第一種動物取扱業者のうち、犬猫等販売業者（犬又は猫その他環境省令で定める動物の販売（販売のための繁殖を含む。）を業として行う者）について、①幼齢個体の安全管理、販売が困難となった犬猫等の扱いに関する犬猫等健康安全計画の策定及びその遵守、②飼養又は保管する犬猫等の適正飼養のための獣医師等との連携の確保、③販売が困難となった犬猫等の終生飼養の確保、④犬猫等の繁殖業者による出生後56日を経過しない犬猫の販売のための引渡し（販売業者等に対するものを含む。）・展示の禁止、⑤犬猫等の所有状況の記録・報告が義務付けられた。

なお、犬猫等の繁殖業者による出生後56日未満の犬猫の販売のための引渡し等の禁止について、「56日」を、施行後3年間は「45日」、その後別に法律で定める日までの間は「49日」と読み替え、別に法律で定める日については、犬猫等販売業者の業務の実態、マイクロチップを活用した調査研究の実施等による科学的知見の更なる充実を踏まえた犬や猫と人間が密接な社会的関係を構築するための親等から引き離す理想的な時期についての社会一般への定着の度合い、犬猫等販売業者への科学的知見の浸透の状況、

8 社会化とは、その種特有の社会行動様式を身に付け、家庭動物、展示動物等として周囲の生活環境に適応した行動がとられるようになることをいう。

犬猫の生年月日を証明させるための担保措置の充実の状況等を勘案して、改正法の施行後5年以内に検討を行い、その結果に基づき、速やかに定めるものとされている。

イ 動物取扱業者に係る規制強化・動物関連法令違反時の取扱い

動物取扱業者による感染症対策が十分でないために、動物の健康に支障が生じるなどの問題が見られる。また、インターネット等により販売者と飼い主が対面せず現物確認をしないまま取引を行い、引き渡された動物に遺伝性疾患があったり、写真と実物が異なるなどの事前の説明や確認の不足によるトラブルが発生している。

このため、本法律案では、感染性の疾病の予防措置が努力義務として明記されるとともに、犬猫等を販売する際の現物確認・対面説明が義務付けられた。

このほか、動物を取り扱うことが困難になった場合の譲渡しが努力義務として明記され、また、動物関係法令違反時の扱いに関し、化製場法、狂犬病予防法、種の保存法等違反が、第一種動物取扱業に係る登録拒否及び登録取消事由に追加された。

ウ 第二種動物取扱業の創設

実際に動物を取り扱う動物愛護団体等について、団体数が多く、また一部の団体において不適正な飼養が見られることなどから何らかの規制が求められていた。

このため、本法律案では、飼養施設を設置して動物の譲渡し等を業として行う者（省令で定める数以上の動物を飼養する場合に限る。以下「第二種動物取扱業者」という。）に対し、飼養施設の設置場所ごとに、取り扱う動物の種類及び数、飼養施設の構造及び規模、管理方法等について、都道府県知事等への届出が義務付けられた。

(2) 多頭飼育の適正化

多頭飼育により適正な飼養がなされず、また周辺的生活環境に支障が生じる問題が見られる。現行法には、多頭飼育に起因して周辺的生活環境が損なわれる場合に勧告や措置命令を行うことができるとの規定があるが、発動要件が明確でないため、発動要件を明確化し、勧告や措置命令を行いやすくすることが求められていた。

このため、本法律案では、騒音又は悪臭の発生等、勧告・命令の対象となる生活環境上の支障の内容が明確化されるとともに、多頭飼育に起因する虐待のおそれのある事態が、勧告・命令の対象に追加された。また、多頭飼育者に対する届出制度について、条例に基づき講じることができる施策として明記された。

(3) 犬及び猫の引取り

現行法では、都道府県等は犬及び猫の引取りを求められた場合、引き取らなければならないとされていた。このため、動物取扱業者を含む動物の所有者等が、安易に又は何度も自治体へ犬猫の引取りを求める、いわゆるリピーター対策が課題となっていた。また一方で、自治体では返還や譲渡の取組が行われており、都道府県等で行われる犬猫の殺処分頭数は減少傾向にあるものの、なお年間20万頭を超える犬猫が殺処分されている⁹。

このような状況に対し、本法律案では、都道府県等が、犬又は猫の引取りをその所有者

9 昭和49年度に犬・猫合わせて約122万頭（犬：約115万9千頭、猫：約6万3千頭）であった殺処分数は、平成22年度には約20万5千頭（犬：約5万2千頭、猫：約15万3千頭）にまで減少している。

から求められた場合に、その引取りを拒否できる事由（動物取扱業者からの引取りを求められた場合等）が明記された。また、殺処分がなくなることを目指して、引き取った犬又は猫の返還及び譲渡に関する努力義務規定が設けられた。

（４）災害対応

現行法に災害対応に関する条文はないが、同法に基づく動物愛護管理基本指針には災害時の対策について記載があり、地域防災計画等における動物の取扱い等に関する位置付けの明確化等を通じて動物の救護等が適切に行うことができるような体制の整備を図ることや所有者の責任の徹底に関する措置の実施を推進することが講ずべき施策とされ、およそ 8 割の自治体が地域防災計画等に災害時のペットの取扱いを明記している。

しかし、東日本大震災や東京電力福島第一原子力発電所事故により、多くの動物が犠牲になったことを踏まえ、本法律案では、災害時における動物の適正な飼養及び保管に関する施策が、都道府県等が策定する動物愛護管理推進計画に定める事項に追加されるとともに、都道府県等が委嘱する動物愛護推進員の活動として¹⁰、災害時における動物の避難、保護等に対する協力が追加された。

（５）その他

ア 法目的に、遺棄の防止、動物の健康及び安全の保持、動物との共生等が加えられた。

イ 基本原則に、取り扱う動物に対する適正な給餌給水、必要な健康管理、動物の種類、習性等を考慮した飼養環境の確保が加えられた。

ウ 所有者の責務に、終生飼養や適正な繁殖に係る努力義務が加えられた。

エ 特定動物の飼養保管許可に当たっての申請事項に、「特定動物の飼養が困難になった場合の対処方法」が加えられた。

オ 動物愛護担当職員及び動物愛護推進員制度に関する国による必要な情報の提供等を定めるとともに、動物愛護に係る表彰制度が設けられた。

カ 動物虐待等を発見した場合の獣医師による通報の努力義務規定が設けられた。

（６）罰則等

動物の虐待については、現行法に罰則規定があるものの、どのような行為が虐待に当たるかについて動物虐待罪の構成要件の明確化が求められていた。また、依然として動物虐待が多く見られることから、動物愛護団体を中心に罰則の強化を求める声が上がっていた。

このため、本法律案により、酷使、疾病の放置等の虐待の具体的事例が明記されるとともに、愛護動物の殺傷、虐待、無登録動物取扱、無許可特定動物飼養等について罰則が強化された。

（７）施行期日等

10 動物の愛護管理や動物の適正な飼養・保管を推進するためには、飼い主の責任を適正に果たしてもらうことが必要不可欠であり、その確保のためには、獣医師やペットショップ等飼い主を取り巻く民間の有識者等による日頃の活動が重要であることから、都道府県知事等が地域における動物の愛護の推進に熱意と識見を有する者を動物愛護推進員に委嘱する制度が設けられている。動物愛護推進員は、住民に対する動物の愛護や適正な飼養に関する指導・助言等を行っており、平成 24 年 3 月末現在、全国の 60 自治体で計 2,915 名が動物愛護推進員に委嘱されている。

- ア 一部の規定を除き、公布の日から一年以内の政令で定める日から施行する。
- イ 第一種動物取扱業者、犬猫等販売業者、第二種動物取扱業者に係る規定等について所要の経過措置を設ける。
- ウ マイクロチップの装着等の推進及びその装着を義務付けることに向けての検討に関する規定を設ける。

4. 主な国会論議

衆参両院の環境委員会での論議を紹介する（文中、発言者の肩書は当時のものである。）。なお、衆議院環境委員会では法律案起草に対する発言という形で行われた。

（1）出生後 56 日未満の犬猫の販売のための引渡し等の禁止の早期実施の必要性等

出生後 56 日未満の犬猫の引渡しを禁止する規定が設けられたが、施行後 3 年間は「45 日」、その後別に法律で定める日までの間は「49 日」と読み替えるとされており、委員会では、「56 日」規制の実施には、施行後 5 年以内に検討を行った上で法改正が必要であることについて、早期の実施を求める意見があった。これに対し、細野環境大臣から、本改正案の附則の規定を踏まえ、今後速やかに、理想的な引き離しの時期に関する調査研究や、マイクロチップを活用した犬猫の生年月日を証明するための担保措置について検討を開始し、その結果を踏まえ、改正法施行後 5 年を目途に法改正等の措置が講じられるものと承知している旨の答弁があった¹¹。

このほか、マイクロチップの普及促進等によるトレーサビリティの確保が課題となること、また、科学的知見の更なる充実や国民及びペット業界への十分な啓発・周知の重要性等が指摘された。

（2）犬猫のマイクロチップの装着

現行法には、動物の盗難や迷子、責任の所在の明確化による所有者の意識向上等を通じた動物の遺棄・逸走を防止する点から、所有明示の努力義務規定があり、その方法として、首輪や名札、マイクロチップ等がある。マイクロチップは、一度体内に埋め込むと脱落や破損等の可能性が低く、他の所有明示措置に比べ確実なトレーサビリティを確保できるなどの利点がある一方、専用のデータ読み取り機器が必要であり、またマイクロチップや挿入器具の大きさから小型犬の飼い主には抵抗があるといった欠点もあり¹²、普及率は数パーセントと推定されている。

今回、本法律案の附則において、マイクロチップの装着の義務付けに向けた研究開発の推進や普及啓発、情報管理体制の整備等の施策を講じるとともに、その施策の効果や、マイクロチップの装着率等の状況を勘案し、改正法施行後 5 年を目途として、販売用の犬猫

11 第 180 回国会参議院環境委員会会議録第 12 号 3 頁（平 24. 8. 28）

12 マイクロチップの大きさは、直径 2 mm、長さ約 12 mm 程度である。マイクロチップの埋込みは通常の注射器より少し太めの針がついた専用器具を使い、予防注射等と同じ方法で行われ、埋込み時の痛みは普通の注射と同程度と言われている。

等へのマイクロチップの義務化に向けた検討を行うこととされている¹³。

委員会では、この規定が盛り込まれた経緯を問われたのに対し、衆議院環境委員長代理から、四党間で協議を行う中で、マイクロチップには、動物が迷子になった場合に所有者への返還が容易になること、幼齢個体の販売制限の実効性を確保する点でマイクロチップへの生年月日の登録が有効であること、狂犬病の予防や蔓延の防止に寄与すること等のメリットがあるが、現時点では普及率が非常に低く、また情報管理体制が十分でないため、小型化や低価格化の動向や技術開発等の状況を見極めた上で、5年後の義務化に向けて検討していくこととした旨の答弁があった¹⁴。

(3) 実験動物の取扱い

実験動物の取扱いについては、現行法において、動物を科学上の利用に供する場合に、3Rを推進し動物の適切な利用に配慮することが規定されており、実験動物の飼養者等は、環境省が定める「実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準」（以下「実験動物の飼養保管基準」という。）を踏まえ、動物実験施設を所管する各省庁等のガイドラインに基づき、自主管理を基本として、実験動物の適正化を図る必要がある。一方、欧米では、施設の登録制やプロジェクトの認可制等を設けている。実験動物の取扱いをめぐっては、小委員会において議論されたが、意見の一致を見なかった¹⁵。

今回の改正にあたり、兵庫県の条例を例にした実験動物施設の届出制の導入や¹⁶、代替法の活用及び使用数削減の義務化について、民主党内において検討が重ねられたが、実験関係者等から施設の情報開示による損害や生命科学研究の発展への障害が生じるなどの懸念が示されたほか、自主管理体制の実施状況を検証すべきという意見があったため、改正

13 狂犬病予防法では、飼い主に対して、犬の鑑札及び注射済票を飼い犬に装着させることが義務付けられている。なお、附帯決議等において、マイクロチップを装着させるために必要な規制の在り方については、狂犬病予防法との連携強化を図りつつ検討することとされている。

14 第180回国会参議院環境委員会会議録第12号4～5頁（平24.8.28）

15 研究機関等による自主管理体制において、不適切な事例や問題点がほとんど見られず、また第三者評価制度も運用され始めたところであるため、現在の仕組みの充実とある程度時間をかけた検証が重要との意見がある一方、全ての実験動物施設において情報公開が進んでおらず、実験動物の取扱いに係る問題が存在しても表面化していないとの懸念があることや、また文部科学省、厚生労働省及び農林水産省のガイドラインが適用されない施設の把握に加え、事故時や災害時の実態把握の点からも、関連団体の連携強化や動物実験施設の届出制等を検討する必要があるとの意見があった。届出制等に関しては、仮に導入した場合、施設の審査のための立入りに当たり、実験等の目的の達成に支障を及ぼす行為の範囲について自治体の職員では判断が困難であることが想定されるため、実効性の確保が困難ではないかとの意見があった。

実験動物生産業者については、ペットとは飼養管理方法が異なるとともに、業界団体により実態把握されている状況を踏まえ、動物取扱業の対象に含めるべきではないとする意見がある一方、動物愛護管理法の基本原則に従い適切な取扱いが求められるため、対象とすべきとの意見があった。

また、3Rのうち、代替法の活用と使用数の削減についても義務規定とすべきとの意見があった。

16 兵庫県の動物の愛護及び管理に関する条例では、実験動物を飼養し、又は保管しようとする者は、施設ごとに、あらかじめ、①氏名又は名称、住所、代表者の氏名（法人の場合）、②実験動物の種類、数、③施設の所在地、設置場所、④施設の構造、規模、⑤前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項を知事に届け出なければならないとされている。また、届出にあたり、施設の設置場所付近の見取図、施設の構造及び規模を示す図面その他知事が必要と認める書類及び図面を添付しなければならない。

は見送られた¹⁷。

委員会では、実験動物使用数の情報開示の必要性を問われたのに対し、衆議院環境委員長代理から、次の改正までに、環境省だけでなく、文部科学省や厚生労働省、農林水産省といった関係省庁を交え、実務者レベルで総合的に検討していく必要があり、今後、本法律案の附帯決議を踏まえて、検討が進められるだろうと考える旨の答弁があったほか、細野大臣から、環境省が定める実験動物の飼養保管基準の考え方を踏まえ、適正な実験動物の取扱いがなされるよう推進し、その上で、次の段階として情報公開等のような形があり得るのかについて議論を進めてまいりたいとの答弁があった¹⁸。

このほか、各実験動物施設による自主管理の取組の徹底及びその状況の検証が重要であり、関係省庁の連携により、実態把握や3Rの実効性の確保を推進していくことが主張された一方、3Rの原則を具体的に担保・推進する仕組みを検討する必要性が指摘された。

(4) その他

以上のほか、委員会では、動物愛護管理推進計画と地域防災計画の連携の必要性や、地域防災計画におけるペットの同行避難の義務付けに向けた検討の必要性、犬猫の殺処分ゼロに向けた取組への財政支援の必要性、動物愛護推進員制度の充実や動物看護師等の人材育成・体制構築を行い、動物愛護管理法の実効性を担保する必要性等が主張された。

5. おわりに

動物取扱業者の問題は、購入者のニーズの裏返しでもある。安易な飼育は、飼育放棄や引取り依頼につながりやすい。単に「かわいい」という気持ちだけでなく、飼い主自身の環境の変化、災害時や動物が病気や高齢になった場合の対応も考慮した上で、最後まで責任を持って動物を飼育していくことが重要であり、本法により努力義務とされた終生飼養の原則が、国民に根付くよう今後の取組が求められる。

また、今回の改正は動物愛護管理法全体に及ぶもので、動物取扱業の規制を中心に自治体の業務量の増加が予想される。本法の実効性を確保するためには国による財政的支援や情報提供、技術的助言が必要であるのと同時に、例えば自治体が毎年実施することとされている動物取扱責任者研修の要件緩和等、自治体の事務の軽減に向けた支援も必要である。

一方、動物愛護管理法は産業動物や実験動物についても対象としているが、いずれも今回の改正項目に含まれていない。5年後の見直しにおいては国際的な動向を踏まえた改正が行われるよう、今後の科学的知見の集積や情報収集、動物福祉の推進に向けた国民への普及啓発が求められる。

17 第180回国会衆議院環境委員会議録第12号3頁(平24.8.28)

なお、附帯決議等において、実験動物の取扱いに係る法制度の検討に際しては、関係者による自主管理の取組及び関係府省による実態把握の取組を踏まえつつ、国際的な規制の動向や科学的知見に関する情報の収集に努め、また、関係府省との連携を図りつつ、3Rの実効性の強化等により、実験動物の福祉の実現に努めることとされている。

18 第180回国会参議院環境委員会議録第12号3頁(平24.8.28)